

陸上自衛隊達第32-11号

賞じゅつ金上申手続に関する達（昭和28年保安隊達第2号）の全部を改正する。

昭和39年4月28日
陸上幕僚長 陸将 大森 寛

賞じゅつ金上申手続に関する達

改正 昭和40年2月23日達第122-54号
昭和45年2月19日達第122-70号
昭和53年1月13日達第122-108号
平成19年1月9日達第122-215号
平成19年3月27日達第122-218号
平成21年2月3日達第122-230号
平成24年3月30日達第122-254号
平成29年3月24日達第122-282号
平成30年3月27日達第122-292号

（目的）

第1条 この達は、賞じゅつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号。以下「訓令」という。）第2条の規定に該当すると認められる者に係る賞じゅつ金の授与について、上申する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（上申）

第3条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、訓令第2条の規定に該当すると認められる者がある場合は、別紙様式により陸上幕僚長に上申するものとする。

2 前項の上申書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 功勞の概要書
- (2) 事実証明書
指揮系統上の部隊等の長（連隊長又はこれに準ずる部隊等の長）が作成したもの
- (3) 現認証明書
現認者がいない場合は省略することができる。
- (4) 扶養証明書
死亡又は受傷時扶養親族を有する場合には、扶養親族であることを証明することのできる書類
- (5) 死亡に係る場合の上申にあっては、死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡の事実を証明することができる書類又はその謄本
- (6) その他
ア 命令関係書類及び作業計画書

イ 現場写真及び地図等

ウ 当該隊員の履歴書

隊員としての期間に係るもの

3 死亡に係る場合の上申にあつては、別に示す期日までに、訓令第6条の規定に示されている遺族であることを証明するため、次の各号に掲げる書類を追加して提出するものとする。

(1) 賞じゅつ金を受けるべき者の氏名、本籍及び隊員との続柄又は関係について市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもってこれに代えることができる。）

(2) 賞じゅつ金を受けるべき者が婚姻の届出をしないが、隊員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 賞じゅつ金を受けるべき者が配偶者（前号に掲げる者を含む。）以外の者であるときは、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「法」という。）第17条の5第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

(4) 賞じゅつ金を受けるべき者が法第17条の5第3項に規定する特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 重度障害に係る上申の場合にあつては、第2項に掲げる資料のほか次の各号に掲げる書類を添付する。

(1) 陸上自衛隊災害補償規則（陸上自衛隊達第32-8号。以下「達」という。）第17条の規定による障害に係る補償の支給決定通知書の謄本

(2) 達第8条の規定による障害に係る診断書等又はその謄本

附 則

この達は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122-54号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月19日陸上自衛隊達第122-70号）

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122-218号）

1 この達は、平成19年3月28日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成24年3月30日陸上自衛隊達第122-254号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—282 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—292 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。